

**「盛土規制法に基づく対象区域（案）」に対する
市民意見の概要及び市の考え方**

【意見の内容】 ① 区域案に対して賛意や共感を示す意見 ② 区域案に対して追加や修正を求める意見 ③ その他	【意見の反映結果】 ア 掲載済み イ 追加・修正あり ウ 追加・修正なし
---	---

番号	意見の概要	市の考え方	内容	反映結果
1	近年では豪雨が頻発しているため、熱海のような災害が発生しないように規制区域を市内全域に指定することは非常に良いことだと思う。	盛土等による災害から市民の暮らしを守るため、盛土規制法を適切に運用してまいります。	①	ア
2	以下の理由により、都市計画法に定める工業専用地域を宅地造成等工事規制区域から除外していただきたい。 （１）都市計画法に定める工業専用地域は「市街地や集落等、人家等がまとまって存在するエリア」とは考えられない。 （２）北九州市における工業専用地域は臨海部の埋立地が多く、平坦な土地であることから「盛土等により人家等に被害を及ぼしうる区域」に概ね該当しない。 （３）基本的な方針における「盛土等に伴う災害が発生する蓋然性のない区域」に相当する。 （４）基本的な方針において「区域の設定に当たっては、規制区域界が明瞭に判断できる諸条件を勘案して境界を設定する。」とあるところ、都市計画法の用途地域の区分を準用する事に合理性が認められる。	北九州市の盛土規制法に基づく対象区域（案）については、国が定める実施要領を基に検討しており、 ・工業専用地域に多く存在している<u>工場等は「人が活動を日常的に行う施設」として保全対象に含まれる</u> ・宅地造成だけでなく盛土や土石の堆積などの行為も許可等の対象であり、<u>平坦な土地であったとしても、盛土等が安全に行われないことで災害が発生する可能性がある</u> ことから、対象区域に指定する必要があると考えております。	②	ウ

番号	意見の概要	市の考え方	内容	反映結果
3	以下のような地域の中で、まとまった規模の平坦地を有する区域を宅地造成等工事規制区域から除外し規制区域を縮小（特に宅地造成等工事規制区域）した方が良いのではないかと。 （１）市街化区域 ・埋立地である工場、流通業務施設用地等で人家としての土地利用が図られていない地域 ・上記以外の既成市街地や新たに面的整備が行われた地域 （２）市街化調整区域	北九州市の盛土規制法に基づく対象区域（案）については、国が定める実施要領を基に検討しており、宅地造成だけでなく盛土や土石の堆積などの行為も許可等の対象となるため、<u>平坦な土地であったとしても、盛土等が安全に行われないことで災害が発生する可能性があることから</u>、対象区域に指定する必要があると考えております。	②	ウ
4	特定盛土等規制区域について、北九州空港を候補地としているが、法の条文に該当しないのではないかと。	北九州市の盛土規制法に基づく対象区域（案）については、国が定める実施要領を基に検討しており、<u>空港は「人が日常的に往来する公共施設」として保全対象に含まれることから</u>、対象区域に指定する必要があると考えております。	②	ウ